

## 福井都市ガス株式会社 ガスファンヒーターレンタル規約

(適用)

第1条 この規約は、福井都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が所有するガスファンヒーター（以下、「ファンヒーター」といいます。）をレンタルすることについて、必要な事項を定めるものです。

2 この規約は、当社が「ガスファンヒーターレンタル申込書」（様式第1号、以下「申込書」といいます。）にて貸し出しするファンヒーターのみに適用されます。ファンヒーターの取り付け以外に電気工事や付帯工事が必要な場合、その費用を別途申し受けいたします。

(レンタル申込みの前提条件)

第2条 レンタル申込みにあたっては、次の各号に掲げる要件が前提となります。

(1) 申込者が当社との間でガス使用契約を締結していただいていること。

(2) ファンヒーターを利用することのできるガス設備がある又は準備していただくこと

(レンタルのお申込み)

第3条 申込者は申込書を当社に提出していただきます。

(レンタル期間)

第4条 ファンヒーターのレンタル期間は、原則として10月1日以降で申込者が希望する日から翌4月30日までの期間といたします。

(レンタル料金)

第5条 ファンヒーターのレンタル料金は1台あたり年額4,000円とし、台数を乗じて算定した額に消費税及び地方消費税を加えた額を申し受けいたします。

2 レンタル料金は設置日の属する月、または翌月のガス料金と合わせて申し受けいたします。

(ファンヒーターの取付け)

第6条 当社は、原則として10月1日以降で申込者が希望する日に当社が使用場所に訪問し、取り付けいたします。

(ファンヒーターの取外し)

第7条 当社は、ファンヒーターを5月1日以降で使用者（本規約に基づき設置され、ファンヒーターを使用されている方。以下同じ。）が希望する日に原則として当社が使用場所に訪問し、取り外し回収いたします。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、ファンヒーターの使用に際し、次に掲げる事項を守っていただくものとします。

(1) 取扱説明書に記載された使用方法等を遵守すること。

(2) 盗難等を防止するため適正な管理をすること。

(3) 分解、改造、損壊、破棄及びその他これに類する行為を行わないこと。

(4) 転貸又はレンタルの決定に基づく権利を譲渡しないこと。

(5) 当社のガス供給区域以外で使用しないこと

2 使用者は、ファンヒーターの盗難、亡失、損壊又は故障が生じたときは、速やかに当社に連絡していただきます。

3 使用者は、ファンヒーターの盗難、亡失、損壊又は故障が使用者の責めに帰すべき事由によるときは、それによる損害額を負担していただきます。

(解約)

第9条 使用者は、転居等やむを得ない理由がある場合にレンタルの全部または一部を中途解約することができます。

2 前項の場合、当社はレンタル料金の精算は行いません。

(契約の解除)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、レンタルを解除することがあります。

- (1) 申込書の内容に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他本規約の規定に反したとき。

2 前項の規定により、契約の解除において使用者に損失が生じても、当社はその損失を補償いたしません。

3 本条に従ってレンタルを解除する場合、当社はレンタル料金の精算は行いません。

(保守・修繕)

第11条 当社は、使用者の責めに帰さない事由による故障又は破損等の機能不全によりファンヒーターが使用できなくなり、かつ使用者からその申し出があったときは、無償で修理又は交換を行います。

2. 前項に従って機器の交換を行った場合においても本規約内容（レンタル期間、台数、レンタル料金等）が変更されることはありません。

(レンタル期間終了、中途解約または解除時のファンヒーターの取外し等)

第12条 レンタル期間が終了、もしくは第9条または第10条による中途解約または解除をする場合、当社は速やかにファンヒーターを取外しいたしますので作業に支障がないようご協力いただきます。なお、取外しの日まで第8条に定める義務を遵守していただきます。

(協議)

第13条 この規約に定めない事項については、法令および商慣習に従うほか、当社と使用者が誠意をもって協議するものとします。